

## 福岡県未来 IT イニシアティブ規約

### (名称)

第1条 この組織は、「福岡県未来 IT イニシアティブ」（以下「本組織」という。）と称する。

### (理念)

第2条 本組織は、新しい IT を生み出す人や IT を活用する人とともに、より豊かに生活できる未来を創造する。

### (取組)

第3条 本組織は、理念の実現のために以下のことに取り組む。

- (1) 新しい IT の創出や活用の取組が持続的かつ活発に行われる原動力を作る。
- (2) 起業家やエンジニアが、生活をより豊かにする志を持ち、組織の枠を超えて助け合い、挑戦を続ける土壌を作る。
- (3) 新しい IT の創出や活用により様々な課題を解決できる人材を育成する。
- (4) その他、本組織の理念を達成するために必要な取組。

### (会員)

第4条 本組織の会員は、第2条理念及び第3条取組の内容に賛同する企業、団体、教育機関、行政機関、個人等とする。

### (入会)

第5条 本組織に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

### (退会)

第6条 会員は、本組織を退会しようとするときは、理事長に届けなければならない。

- 2 会員がこの規約及びその他の規則を遵守しないとき又は本組織の名誉を毀損する行為があった時は、第12条に規定する理事会の承認を得て理事長は当該会員を退会させることができる。

(役員)

第7条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

2 理事長、副理事長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉理事長)

第8条 本組織に名誉理事長を置くことができる。

(顧問及び特別顧問)

第9条 本組織を支援する者として、顧問及び特別顧問を置く。

2 顧問及び特別顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問及び特別顧問は、理事長の依頼に応じ、意見を述べ、あるいは助言する。

4 顧問及び特別顧問任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 理事長は、本組織を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、事業に対して審議、処理する。

4 監事は、本組織の会計を監査する。

(総会)

第11条 総会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となる。

2 総会は、この規約で定めるもののほか、本組織の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(理事会)

第 12 条 本組織に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。
- 3 理事長が理事会を主宰する。
- 4 理事会は、第 3 条に規定する取組に関する事項、その他理事長が必要と認める事項について審議する。
- 5 前項に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(部会)

第 13 条 本組織に、特定分野の事業に関する検討のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(経費)

第 14 条 本組織の運営に関する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(負担金)

第 15 条 推進会議の負担金は、理事長が総会の決定を得て別に定める。

(会計年度)

第 16 条 本組織の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 17 条 本組織の事務を処理するため、福岡県商工部新産業振興課に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長をおき、福岡県商工部新産業振興課長をもって充てる。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。
- 2 「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」の会員、顧問、特別顧問、会計は、令和 6 年 7 月 17 日をもって本組織の会員、顧問、特別顧問、会計とする。